

区 分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級	11 級	計
標準的な 職務内容	主 事 技 師	主 事 技 師	主 事 技 師	係 長 主任主事 主任技師	(相当困難) 係 長 ( 困 難 ) 主任主事 ( 困 難 ) 主任技師	課長補佐 ( 困 難 ) 係 長	(相当困難) 課長補佐	課 長 ( 困 難 ) 課長補佐	次 長 ( 困 難 ) 課 長	( 困 難 ) 次 長	部 長	
職員数(人)	110	239	501	968	339	1,915	390	856	202	32	21	5,573
構成比(%)	2.0	4.3	9.0	17.4	6.1	34.4	7.0	15.4	3.6	0.6	0.4	100.0

7 職員手当の状況

職員に支給される主な職員手当の状況は、次のとおりです。

(1) 期末・勤勉手当及び退職手当

民間のボーナスに当たる期末手当及び勤勉手当の支給割合は、年間で4.4月分となっており、これを年間2回に分けて支給します。

また、退職手当は、退職時における給料月額と勤続年数に応じて支給されます。

〔表5〕 期末・勤勉手当及び退職手当（平成16年1月1日現在）

区分	熊本県			国		
期末手当 勤勉手当	(平成15年度支給割合)			(平成15年度支給割合)		
		期末手当	勤勉手当		期末手当	勤勉手当
	6月期	1.55月分	0.70月分	6月期	1.55月分	0.70月分
	12月期	1.45月分	0.70月分	12月期	1.45月分	0.70月分
	計	3.00月分	1.40月分	計	3.00月分	1.40月分
	職制上の段階、職務の等級による加算措置 有			職制上の段階、職務の等級による加算措置 有		
退職手当	(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
	勤続20年	21.0月分	28.0875月分	勤続20年	21.0月分	28.0875月分
	勤続25年	33.75月分	43.335月分	勤続25年	33.75月分	43.335月分
	勤続35年	47.5月分	60.99月分	勤続35年	47.5月分	60.99月分
	最高限度額	60.0月分	60.99月分	最高限度額	60.0月分	60.99月分
	その他加算措置			その他加算措置		
定年前早期退職特例措置2～20%			定年前早期退職特例措置2～20%			
退職時特別昇給 20年以上勤続 1～2号給			退職時特別昇給 20年以上勤続 1号俸			

(2) 調整手当

調整手当は、民間賃金、物価及び生計費が特に高い地域に勤務する職員に対して支給され、手当の額は、給料、管理職手当及び扶養手当の月額に支給率を乗じた額となります。

〔表6〕 調整手当（平成15年4月1日現在）

支給対象地域	東京都 特別区	大阪市	福岡市
支給率(%)	12	10	6
支給対象人数(人)	37	8	4
国の制度(支給率)(%)	12	10	6
支給対象職員1人当たり平均支給年額(平成14年度支給実績) 515,577円			

(3) 特殊勤務手当

特殊勤務手当は、著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他著しく特殊な業務に従事した職員にその従事した時間数、日数等に応じて支給されます。

〔表7〕 特殊勤務手当（平成14年度実績）

区 分		全 職 種
職員全体に占める手当支給職員の割合		36.8%
支給対象職員1人当たり平均支給年額		96,098 円
手当の種類 (手当数)		75
代表的な 手当名称	支給額の多い手当	教育業務連絡指導手当、教員特殊業務手当、私服捜査員手当、夜間特殊業務手当、税務手当
	多くの職員に支給されている手当	教育業務連絡指導手当、教員特殊業務手当、夜間特殊業務手当、私服捜査員手当、被疑者押送作業手当

## (4) 時間外勤務手当

時間外勤務手当は、正規の勤務時間外に勤務した職員に対して支給されます。

〔表 8〕時間外勤務手当 (各年度支給実績)

年 度	区 分	支 給 額
13 年度	支給総額	3,258,020 千円
	職員1人当たり支給年額	133 千円
14 年度	支給総額	3,271,067 千円
	職員1人当たり支給年額	134 千円

## (5) 扶養手当

扶養手当は、扶養親族を有する職員に対して支給されます。

〔表 9〕扶養手当 (平成 15 年 12 月 1 日現在)

内 容	支 給 月 額	国の制度との異同
①配偶者	13,500 円	同
②配偶者以外の扶養親族のうち2人まで (扶養手当の支給対象となっていない配偶者を有する職員の扶養親族のうち1人)	6,000 円 6,500 円	
③配偶者のない職員の扶養親族のうち1人	11,000 円	
④その他扶養親族1人につき	5,000 円	
⑤満16歳の年度始めから満22歳の年度末までの間にある子	1人につき5,000円加算	

## (6) 住居手当

住居手当は、借家又は借間に居住し、1月当たり12,000円を超える家賃を支払っている職員又は自宅に居住している世帯主である職員に対して支給されます。

〔表 10〕住居手当 (平成 15 年 4 月 1 日現在)

区 分	支 給 月 額	国の制度との異同
借家・借間	家賃の額に応じて27,000円を限度に支給	自宅居住者は他県の状況等を考慮し独自措置
自 宅	3,500 円	

## (7) 通勤手当

通勤手当は、通勤距離が片道2キロメートル以上で、交通機関(バス等)を利用する職員又は交通用具(自動車等)を使用する職員に対して支給されます。

〔表 11〕通勤手当 (平成 15 年 4 月 1 日現在)

区 分	支 給 月 額	国の制度との異同
交通機関	運賃額45,000円までは全額、45,000円を超える部分については2分の1を支給	通勤の実態に対応し、交通機関利用者の支給上限並びに交通用具利用者の距離区分及び手当額が異なる
交通用具	距離区分に応じて2,300円から33,100円までの範囲内で支給	

## (8) 単身赴任手当

単身赴任手当は、異動等に伴い転居し、やむを得ない事情により同居していた配偶者と別居し、単身で生活する職員で、距離の基準等を満たす職員に対して支給されます。

〔表 12〕単身赴任手当 (平成 15 年 4 月 1 日現在)